

石狩湾新港管理組合
総合評価落札方式実施要領

平成30年9月

石狩湾新港管理組合

目 次

I	要領の目的	1
I-1	目 的	1
I-2	適 用	1
I-3	用語の定義	1
II	総合評価落札方式の概要	2
II-1	総合評価落札方式の種類	2
II-2	総合評価落札方式による落札者の決定方法	2
II-2-1	評価値の算出	2
II-2-2	評価値算出方法の適用区分	3
II-3	総合評価落札方式の適用区分	3
III	簡易型総合評価落札方式の実施	4
III-1	評価項目	4
III-1-1	企業の施工能力	4
III-1-2	配置予定技術者	5
III-1-3	担い手の育成・確保	6
III-1-4	地域の守り手確保	7
III-1-5	減点項目	9
III-1-6	標準評価項目	10
III-2	施工体制評価の概要	11
III-3	共同企業体	12
III-4	ペナルティ	15
IV	参考資料	16
IV-1	特記仕様書	16
IV-2	様式集	17

I 要領の目的

I-1 目的

本要領は、石狩湾新港管理組合（以下、管理組合という。）が発注する公共工事において、現在及び将来の公共工事の品質確保と、その担い手の中長期的な育成・確保の取組の促進を図るとともに、地域の経済・雇用を支える建設業が継続的に経営できる環境を整備することを考慮し、管理組合が実施する総合評価落札方式の試行について、その基本となる考え方を示すものである

I-2 適用

本要領は、管理組合で総合評価落札方式を実施するにあたり基本事項を定めたものである。

I-3 用語の定義

本要領で使用する用語の定義は、次のとおりとする。

- (1) 総合評価審査委員会
総合評価落札方式における地方自治法施行令第167条の10の2に基づく学識経験者への意見聴取等を行うことを目的に設置する学識経験者で構成する委員会をいう。
- (2) 施工実績審査タイプ
企業の施工能力や配置予定技術者等、定量化された評価項目と入札価格を総合的に評価する方式をいう。
- (3) 支払限度額
債務負担行為に基づく建設工事の各会計年度における請負代金の支払の限度額をいう。

Ⅱ 総合評価落札方式の概要

Ⅱ－１ 総合評価落札方式の種類

簡易型

技術的な工夫の余地が少ない工事において、設計図書により発注者が示す仕様に基づく施工の確実性を確保するため、施行能力等に基づき技術力を審査し、価格との総合評価を行う。

Ⅱ－２ 総合評価落札方式による落札者の決定方法

(1) 落札者の決定方法

地方自治法施行令第167条の10の2第2項に規定する場合を除き、入札価格が予定価格の制限の範囲内にある者のうち、評価値の最も高い者を落札者とする。

(2) 評価値の算出方法

加算方式とする。

Ⅱ－２－１ 評価値の算出

(1) 評価値の算出方法

評価値＝価格評価点＋技術評価点＋施工体制評価点

(2) 価格評価点の算出

ア 予定価格内で応札した者には、積算能力評価点として20点を付与する。

イ 算出方法

(ア) 低入札価格調査基準価格以上予定価格以下で応札した者

$$\text{価格評価点} = 100 \times \{1 - (\text{入札額} / \text{予定価格})\} + 20$$

(イ) 低入札価格調査基準価格未満で応札した者

$$\text{価格評価点} = 100 \times \{1 - (\text{低入札価格調査基準価格} / \text{予定価格})\} + 20 \text{ (一定)}$$

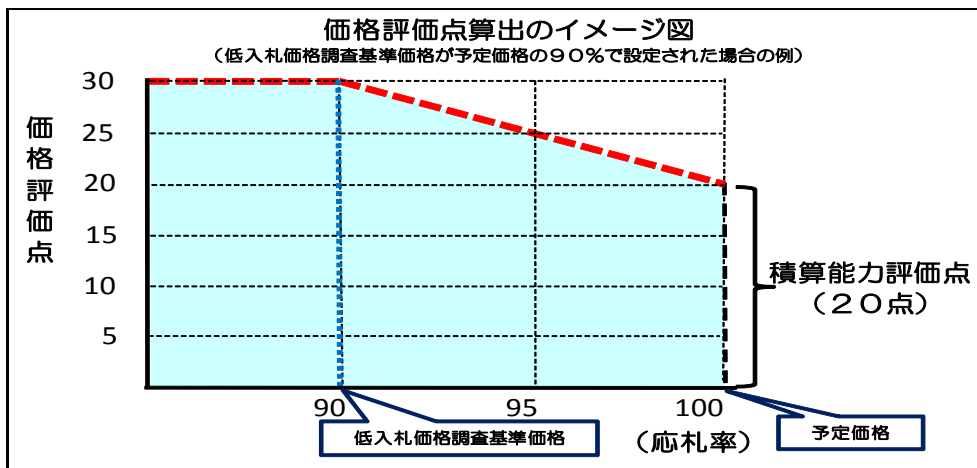
ウ 入札結果を公表する場合は、総合評価競争入札結果一覧表における価格評価点の桁数は少数第2位までとし、評価値の桁数は順位が確定できるまで記載する。

(3) 技術評価点の設定

技術評価点は、工事ごとに設定する。

(4) その他

入札価格は、予定価格の制限の範囲内であること。



Ⅱ－２－２ 評価値算出方法の適用区分

評価値算出方法の適用区分については、当面、次のとおりとする。

総合評価審査委員会において必要と認められた工事

Ⅱ－３ 総合評価落札方式の適用区分

総合評価落札方式の適用区分については、原則として次のとおりとする。

総合評価落札方式は、発注標準と整合を図り、当面、次のタイプを適用する。

施工実績審査タイプ

総合評価審査委員会において必要と認められた工事に適用する。

【適用除外】

上記に該当する工事であっても、次に該当する場合は、総合評価方式を適用しない。

- ・ 発注時期等に制限があり、総合評価落札方式を適用することにより、工事施工に必要な期間の確保が困難な工事

Ⅲ 簡易型総合評価落札方式の実施

Ⅲ－１ 評価項目

Ⅲ－１－１ 企業の施工能力

(1) ISO マネジメントシステム標準評価項目

ISOマネジメントシステム 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
企業の 施工能力	ISOマネジメントシステム の取得	ISO9001を取得	0.50
		上記以外	0.00

ア 評価対象の種類

ISO9001 の取得を評価する。

イ 評価基準

有効期限が公告日以後のものを評価対象とする。

(2) 地域精通度（施工実績） 標準評価項目

地域精通度（施行実績） 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
企業の 施工能力	地域精通度 （施行実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50
			1.00
			0.50
			0.00

ア 評価対象工事

北海道の各総合振興局（振興局）建設管理部及び建設部建築局、小樽市、石狩市及び管理組合発注の最終請負金額5百万円以上の工事を対象とする。

イ 評価対象期間

(7) 過去15年を基本とする。

(1) 過去15年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、15年前の4月1日から前年度の3月31日までに完成通知を受け、その後引渡が完了した工事として設定する。（平成29年度の場合、平成14年4月1日から平成29年3月31日までに完成通知を受け、その後引渡が完了した工事。なお、工事完成検査及び引渡が次年になる場合も対象となる。）

ウ 評価基準

(7) 工事内容等に応じて、次表の適用1～3の中から選択する。

(1) 「隣接」の扱いは、工事の内容に応じて定義できることとする。

技術評価項目		評価基準		評価点
地域 精通度	過去15年間の 工事箇所と同 じ地域での施 工実績	適用1	石狩振興局又は後志総合振興局管内	1.50
			上記に隣接する総合振興局・振興局管内	1.00
			道内	0.50
			なし	0.00
		適用2	小樽市、石狩市又は隣接する市町村	1.50
			石狩振興局又は後志総合振興局管内	1.00
			上記に隣接する総合振興局・振興局管内	0.50
			なし	0.00
		適用3	小樽市又は石狩市	1.50
			小樽市又は石狩市に隣接する市町村	1.00
			石狩振興局又は後志総合振興局管内	0.50
			なし	0.00

エ その他

施工実績に該当する工事が複数ある場合、入札参加者は、評価が最も高くなると予想される工事を1つ選択の上、施工実績を証明する資料として、コリンズ（工事実績情報サービス）の登録内容確認書（工事実績）の写しを提出する。

Ⅲ－１－２ 配置予定技術者

(1) 主任（監理）技術者の資格 標準評価項目

主任（監理）技術者の資格 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
配置予定 技術者	主任（監理）技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の 一級土木（建設機械）施工管理技士	1.00
		一級土木（建設機械）施工管理技士	0.75
		二級土木（建設機械）施工管理技士 （有資格期間10年以上）	0.50
		二級土木（建設機械）施工管理技士 （有資格期間5年以上）	0.25
		上記以外	0.00

ア 評価対象の種類

技術士及び一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士を評価する。

イ 評価対象期間

一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士の有資格期間は、当該工事の公告時点における有資格年数で評価する。

ウ 評価基準

(ア) 求める資格の種類は、技術士及び一級・二級土木施工管理技士、一級・二級建設機械施工技士とするが、工種に応じて設定できる。

(イ) 求める技術士の分野は、建設部門とする。

エ その他

(ア) 必要に応じて、舗装施工管理技術者等を評価項目に追加することができる。

(イ) 舗装工事に係る資格を乙型共同企業体（分担施工方式）において追加した場合は、舗装工事を担当する構成員の配置予定技術者で評価する。

(2) 主任（監理）技術者の継続教育 標準評価項目

主任（監理）技術者の継続教育標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
配置予定 技術者	主任（監理）技術者の 継続教育	CPDの証明あり（推奨単位以上取得）	0.50
		なし	0.00

ア 評価対象の種類

評価対象とする継続教育の種類は、次表のとおりとする。

団 体 名	推 奨 単 位
-------	---------

	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間
(一社)全国土木施工管理士会連合会	20以上	40以上	60以上	80以上	100以上
(公社)土木学会	50以上	—	—	—	
(公社)日本技術士会	50以上	—	150以上	—	

(注) 推奨単位は、各団体が示す平成29年1月末現在の数字

イ 評価基準

- (ア) 配置予定技術者が取得した継続教育の単位を評価する。
 (イ) 推奨単位は上記表1のとおりとする。
 (ウ) 推奨単位の1年間は、当該年度の前年度に取得した単位とする。
 (エ) 推奨単位の2年間以上は、必ず当該年度の前年度を含めた期間に取得した単位とする。
 (2年間の場合、前々年度及び前年度の2年間)

Ⅲ-1-3 担い手の育成・確保

新規の雇用 標準評価項目

新規の雇用 標準評価項目

技術評価項目		評価基準	評価点
担い手の育成・確保	新規の雇用	新規の雇用あり	0.50
		なし	0.00

ア 評価対象

評価対象は以下いずれかの企業を評価対象とする。

- (ア) 過去5年間において、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者を（卒業年度を含む4ヶ年度以内）雇用した企業。
 (イ) 過去5年間において、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者を雇用した企業。なお、自社で解雇した職員を再び雇った場合は評価の対象としない。
 なお、(ア)と(イ)のいずれの場合においても次の要件を満たすこと。
 ・平成29年4月1日時点で3ヶ月以上の雇用関係にあり、雇用期間の定めのない雇用契約労働者（いわゆる正規雇用）と継続雇用している企業を評価する。
 ・採用時点において、満35歳未満の者とする。

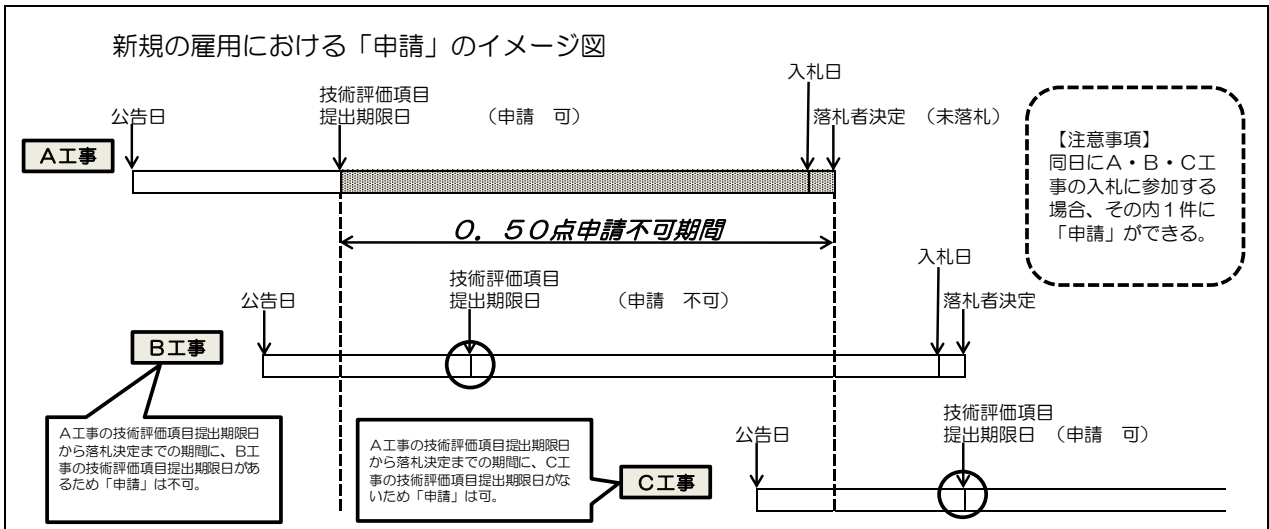
イ 評価期間

過去5年間は、当該年度の前年度から起算するものとし、5年前の4月1日から前年度の3月31日までの期間。（平成29年度の場合、平成24年4月1日から平成29年3月31日までの期間）

ウ 評価基準

- (ア) 管理組合において年1回の落札まで、申請ができる。
 (イ) 年1回の「申請」については、あらかじめ技術評価項目提出期限日までとする。
 その後、他の工事に入札参加する場合は、その工事の技術評価項目提出期限日が当初「申請」工事の技術評価項目提出期限日から落札者決定までの期間に入らない場合に申請できる。
 （次表参照）
 (エ) 共同企業体において、構成員の複数に表彰実績がある場合においても「申請」は単体における場合と同様の扱いとし、「申請」による落札以後は、その構成員は申請できない。

(カ) 同日複数の入札に参加する場合、その内1件の工事に「申請」ができる



Ⅲ-1-4 地域の守り手確保

(1) 主たる営業所の所在地 標準評価項目

主たる営業所の所在地 標準評価項目

技術評価項目			評価基準	評価点
地域の守り手確保	地域の安全・安心貢献度	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所	1.00
				0.50
				0.00

ア 評価対象

(ア) 主たる営業所とは、次のいずれかに該当するものをいう。

- a 建設業許可申請書別表（建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）様式1号別表）の「主たる営業所」の欄に記載されているもの。
- b 会社法第27条の本店で、かつ、建設業法第3条の許可を有している営業所。

イ 評価基準

(イ) 工事箇所と同じ地域内での主たる営業所を評価する。

(ロ) 当該工事の入札参加資格の要件に設定した地域範囲に応じて、次表の適用1～3の中から選択する。

(ハ) 「隣接」等の扱いは、地域の実情等に応じて定義できることとする。

技術評価項目		評価基準		評価点
地域貢献度	主たる営業所の所在地	適用1	後志総合振興局又は石狩振興局管内	1.00
			上記に隣接する総合振興局・振興局管内	0.50
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00
		適用2	小樽市又は石狩市及び隣接する市町村	1.00
			後志総合振興局又は石狩振興局管内	0.50
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00
		適用3	小樽市又は石狩市	1.00
			上記に隣接する市町村	0.50
			入札参加資格の要件に設定した地域範囲内	0.00

(2) 災害時の協力等 標準評価項目

災害時の協力等 標準評価項目

技術評価項目			評価基準	評価点
地域の守 り手確保	地域の安 全・安心 貢献度	災害時の協力等	災害協定あり	0.25
			なし	0.00

ア 評価基準

災害時の協力は、管理組合との災害協定の有無を評価するものとする。

Ⅲ－１－５ 減点項目

(1) 減点 標準評価項目

減点 標準評価項目

減点項目	評価基準	配点
過去6ヶ月の措置による減点	重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり	-1.00
	総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり	-1.00

ア 減点対象

- (ア) 過去6ヶ月以内に重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求を受けた工事
- (イ) 過去6ヶ月以内に総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った工事

イ 減点事例

- (ア) 重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例
 - a 重要な瑕疵に伴う修補の請求、又は修補に代え、若しくは修補とともに損害の賠償請求を受けた事例（工事施行成績で、20点減点の措置を受けたもの）を減点対象とする。
 - b 過去6ヶ月は、当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間とし、該当の有無は修補（損害賠償）請求日で判断する。
（公告日が平成29年5月10日の場合、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの期間となる。）
- (イ) 総合評価落札方式において技術評価項目の不履行を行った事例
 - a 総合評価落札方式において、工事施行成績の減点を伴う技術評価項目の不履行を行った事例を減点対象とする。
 - b 過去6ヶ月は、当該工事の公告日の月の7ヶ月前から2ヶ月前までの6ヶ月間とし、該当の有無は工事検査日で判断する。
（公告日が平成29年5月10日の場合、平成28年10月1日から平成29年3月31日までの期間となる。）

ウ その他

- (ア) 減点評価対象工事は、管理組合発注工事を対象とする。
- (イ) 配置予定技術者における死亡・健康上の理由等、やむを得ない事情による主任（監理）技術者の資格、継続教育、の不履行は、工事施行成績の減点の対象とするが、「過去6ヶ月の措置による減点」の対象外とする。
なお、上記事情の場合は、医療機関等の診断書の提示を求める。

【ペナルティによる減点に対する工事施行成績評定点の取扱い例】

○○建設会社における D工事 平成29年5月入札の場合・・・12月20日完成 評価対象期間 平成27年1月1日～平成28年12月31日・・・過去2年間 評価対象工事 A工事 平成27年9月30日完成 成績81点 B工事 平成28年8月30日完成 成績71点 C工事 平成28年12月25日完成 成績84点 評価基準点（平均点） $(A+B+C)/3 = 78.666$ 点	・ペナルティにより減点13点の工事。 ・減点前の成績84点 ・評価は1年前の工事のため減点後の成績が対象
E工事 平成29年5月入札の場合 評価対象期間 平成27年1月1日～平成28年12月31日・・・過去2年間 評価対象工事 B工事 平成28年8月30日完成 成績84点 C工事 平成28年12月25日完成 成績84点 D工事 平成29年12月20日完成 成績85点 評価基準点（平均点） $(B+C+D)/3 = 84.333$ 点	・ペナルティにより減点後の評定を対象とし平均点を算出する。 ・平均点は、小数第2位を切り捨て1位止めとする
	・評価は2年前の工事のため減点される前の成績が対象 ・ペナルティにより減点される前の評定を対象とし平均点を算出する

Ⅲ－１－６ 標準評価項目

施工実績審査タイプ

ア 基本的な考え方

- (ア) 施工実績審査タイプ型の技術評価点については、5.25点を基本とする。
 (イ) 各評価項目は表Aを標準とする。

イ 配点案

- (ア) 表Aに基づいて配点する。
 (イ) 必要に応じて、配置予定技術者、担い手の育成・確保、地域の守り手確保及び技術評価点の満点（施工実績審査タイプ5.25点）の配点を増減できる。

表A

標準評価項目

技術評価項目		評価基準	施工実績審査タイプ		
			評価点	配点	小計
企業の施工能力	ISOマネジメントシステムの取得	ISO9001を取得	0.50	0.50	2.00
		上記以外	0.00		
	地域精通度（施工実績）	過去15年間の工事箇所と同じ地域での施工実績	1.50	1.50	
			1.00		
0.50					
0.00					
配置予定技術者	主任（監理）技術者の資格	技術士又は有資格期間5年以上の一級土木（建設機械）施工管理技士	1.00	1.00	1.50
		一級土木（建設機械）施工管理技士	0.75		
		二級土木（建設機械）施工管理技士（有資格期間10年以上）	0.50		
		二級土木（建設機械）施工管理技士（有資格期間5年以上）	0.25		
		上記以外	0.00		
	主任（監理）技術者の継続教育	CPDの証明あり（推奨単位以上取得）	0.50	0.50	
なし	0.00				
担い手の育成・確保	新規の雇用	①新規の雇用あり（管理組合で年1回適用）	0.50	0.50	0.50
		なし	0.00		
地域の守り手確保	主たる営業所の所在地	工事箇所と同じ地域内での主たる営業所	1.00	1.00	1.25
			0.50		
			0.00		
	災害時の協力等	災害協定あり	0.25	0.25	
なし		0.00			
計（満点）			5.25		
減点項目	評価基準				
過去6ヶ月の措置による減点	重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求を受けた事例あり				-1.00
	総合評価方式において技術評価項目の不履行を行った事例あり				-1.00

Ⅲ－２ 施工体制評価

(1) 施工体制評価の概要

低入札工事においては、下請負者へのしわ寄せ、労働条件の悪化、安全対策の不徹底等が懸念され、品質確保のための体制その他の施工体制が確保されない恐れがあることから、適切な施工体制が確保されることを評価する。

(2) 評価方法

ア 必要が無いと認められる場合を除き、開札後に積算内訳説明書の提出を求め、その内容を審査した上で施工体制評価点を確定する。

(3) 施工体制評価点の決定方法

ア 応札者から提出された積算内訳説明書の内容により、次表により３段階に評価する。

積算内訳説明書による審査結果	評価	施工体制評価点
施工体制が十分確保されている場合	評価A	15
施工体制が概ね確保されている場合	評価B	5
施工体制の確保がされない恐れがある場合	評価C	0

イ 積算内訳説明書の記載内容については、必要に応じてヒアリングを実施できることとし、その際には別途追加資料を求めることができる。

ウ 積算内訳説明書に不備がある者については、評価Cとする。

エ 期限までに積算内訳説明書を提出しなかった者のした入札は無効とする。

(4) 低入札価格調査制度との関係

ア 総合評価落札方式の入札を行った結果、低入札価格調査基準価格未満で応札した者が、提出された積算内訳説明書に基づき施工体制評価を行った上で落札候補者となった場合は、その者に対して低入札価格調査を実施するが、その際の失格判断には施工体制評価時に提出された積算内訳説明書を用いる。

イ 施工体制評価に係る手続きは、総合評価落札方式における評価値算出の過程であり、積算内訳説明書において失格基準価格を下回っている場合でも失格とはならず、この入札参加者が落札候補者となった段階で低入札価格調査を実施し、失格の判断を行うことになることに注意すること。

Ⅲ－３ 共同企業体

(1) 共同企業体の構成員としての実績の取扱い

ア 各技術評価項目に対する評価方法等は、次表のとおりとする。

※ 各構成員毎の工事施行成績の平均点の単純平均は、少数第2位切り捨て、1位止めとする

※ 評価点は、少数第3位切り捨て、2位止めとする。

※ 各項目の評価方法は、各構成員の評価点の平均点を原則とするが、地域の実情、工事の性格・規模等に応じて、従前の評価方法を選択できる。

イ 企業の施工能力に係る補足

(ア) 構成員ごとに「企業の施工能力等調書」を作成する。

(イ) 乙型共同企業体（分担施工方式）の場合の工事施行成績は、分担する工事と同じ入札参加資格による工事のものを対象とする。

ウ 配置予定技術者に係る補足

(ア) 構成員ごとに「配置予定技術者調書（総合評価用）」を作成する。

(イ) 舗装工事に係る資格を乙型共同企業体（分担施工方式）で追加した場合の取扱いは、(P5 (1)工(イ))を参照のこと。

(2) 共同企業体の構成員としての実績の取扱い

ア 施工実績

共同企業体で施工した場合における施工実績は、各構成員が単独で施工した実績とみなして評価する。ただし、評価対象は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。

イ 減点項目

共同企業体で施工した工事における重要な瑕疵に伴う修補（損害賠償）請求、又は総合評価落札方式における技術評価項目の不履行の事例は、各構成員が単独で施工した工事における事例とみなして減点対象とする。

(3) 合併等の取扱い

ア 合併の場合

合併の事実発生日が、当該工事の入札参加資格審査申請書等の申請以前の場合は、合併存続会社と合併消滅会社の双方の実績等を評価対象とする。

イ 事業譲渡の場合

(ア) 事業の全部譲渡の場合

事業譲渡の事実発生日以後、譲渡会社の実績等は、譲受会社の実績等として評価対象とする。

(イ) 事業の一部譲渡の場合

事業譲渡の事実発生日をもって、譲渡会社の実績等を譲受会社の実績等とすることができる。ただし、この場合、事実発生日以後の総合評価落札方式による他の入札において、譲渡会社の実績等はすべて消滅したものとみなして、評価対象外とする。

ウ 会社分割の場合

事業譲渡の場合に準ずる。

エ ア、イにおいて、合併存続会社又は譲受会社が、次のいずれかに該当する場合は、合併消滅会社又は譲渡会社の実績等は、合併存続会社又は譲受会社に継承しない。

(ア) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく手続き開始の申立てがなされた会社である場合。

(イ) 破産法（平成16年法律第75号）による破産申立てがなされた会社である場合。

(ウ) 精算手続き中の会社（事業活動を目的とせず、精算の目的の範囲内で存続する会社）

- である場合。
- (I) 休眠会社(建設業法第 29 条第 3 号の規定による許可の取消の要件に該当する事業活動を 1 年以上休止している会社) である場合。

配置予定技術者の評価

【評価基準】

- ・配置予定技術者を特定できない場合は、各候補者の内、評価の合計が最も低いもので評価する。
- ・共同企業体において構成員の配置予定技術者が特定できる場合は、各項目で、最も評価の高い構成員のもので、評価をする。
- ・共同企業体において構成員の配置予定技術者が特定できない場合は、構成員の評価は、その構成員の各候補者の内、評価の合計が最も低いもので評価し、共同企業体の評価はその構成員の評価の中で最も合計点が高い構成員のもので評価する。

【ペナルティ基準】

- ・交代した配置予定技術者の評価の合計が入札時の評価の合計より下がらなければ減点の対象としない。
- ・共同企業体で配置予定技術者が交代した場合は、各項目で、最も評価の高い構成員のもので評価した合計が入札時の評価の合計より下がらなければ減点の対象としない。

【事 例】

《単体の場合》

(1) 配置予定技術者を特定できない場合

各候補者の内評価の合計が最も低いもので評価する。

配置予定技術者	A社			評価
	ア	イ	ウ	
主任技術者の資格	1.00	1.00	0.25	0.25
主任技術者の継続教育	0.50	0.00	0.50	0.50
計	1.50	1.00	0.75	0.75

《共同企業体の場合》

(2) 構成員の配置予定技術者が特定できない場合

構成員の評価はその構成員の各候補者の内、評価の合計が最も低いもので評価し、その共同企業体の評価は、その構成員の評価の中で最も合計点が高い構成員のもので評価する。

配置予定技術者	A社			B社			C社			評価	評価
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ	ク	ケ		
主任技術者の資格	1.00	1.00	0.50	1.00	0.50	0.75	1.00	0.50	0.00	1.00	0.50
主任技術者の継続教育	0.50	0.00	0.50	0.00	0.50	0.00	0.50	0.00	0.00	0.00	0.50
計	1.50	1.00	1.00	1.00	1.00	0.75	1.50	0.50	0.00	1.00	1.00

(3) 配置予定技術者が特定できる構成員と、できない構成員が混在する場合

- ・配置予定技術者を特定出来ない構成員の評価はその構成員の各候補者の内、評価の合計が最も低いもので評価とする。
- ・共同企業体の評価は、その構成員の評価の中で最も合計点が高いものと配置予定技術者を特定できる構成員における各項目で最も評価の高い構成員のもので評価した合計を比較し、高いもので評価する。

配置予定技術者	A社			B社			C社		評価
	ア	イ	ウ	エ	オ	カ	キ		
主任技術者の資格	1.00	1.00	0.25	0.00	1.00	0.50	0.00	1.00	
主任技術者の継続教育	0.00	0.00	0.50	0.50	0.50	0.00	0.00	0.00	
計	1.00	1.00	0.75	0.50	1.50	0.50	0.00	1.00	

配置予定技術者	A社	B社		C社	評価
	ア	イ	エ	オ	
主任技術者の資格	0.00	1.00	1.00	0.50	1.00
主任技術者の継続教育	0.50	0.00	0.50	0.50	0.50
計	0.50	1.00	1.50	1.00	1.50

(4) 構成員の配置予定技術者がすべて特定できる場合

各項目で、最も評価の高い構成員のもので共同企業体の評価をする。

配置予定技術者	A社	B社	C社	評価
	ア	イ	ウ	
主任技術者の資格	1.00	0.50	0.00	1.00
主任技術者の継続教育	0.00	0.50	0.00	0.50
計	1.00	1.00	0.00	1.50

Ⅲ－４ ペナルティ

工事の施工段階において、技術評価項目の不履行が発生した場合、その度合いに応じて、当該工事の工事施行成績を減点する。

(1) 施工実績審査タイプ

ア 配置予定技術者の交代による減点

(ア) 減点数は、最大で4点とする。

(イ) 減点は、交代した技術者の資格、継続教育の合計点が、入札時に評価した合計点より劣り、価が下がる場合に実施する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

(ロ) 発注者の都合による工期延期に伴う配置予定技術者の交代については、この適用の対象としない。

(ハ) 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、次表のとおりとする。

評価が下がる項目の組合せ		減点数
資 格	継 続 教 育	
○	○	4点
○	—	3点
—	○	1点
—	—	0点

注 表中の「○」は評価が下がる場合、「—」は評価が下がらない場合を示す。

ウ 追加技術者の交代による減点

追加技術者を交代させる場合において、評価基準に該当しないことが判明した場合は減点4点とする。

(2) 評価結果の確認について

入札参加者は発注者に対し、評価結果の理由について落札者等の通知の日の翌日から起算して5日（休日を除く。）以内に書面により説明を求めることができる。

なお、受注者は工事着手時にも評価結果の確認をすることができる。

Ⅳ－１ 特記仕様書

特記仕様書への追加記載事項について、次のとおり例示する。

(1) 施工実績審査タイプ

技術評価項目について

1 責任の所在

発注者が技術評価項目を適正と認めた場合においても、技術評価項目に係る施工に関する受注者の責任は軽減されるものではない。

2 技術評価項目に係る履行確認

配置予定技術者に係る技術評価項目については、工事完了時において履行状況について確認を行う。

3 技術評価項目に係るペナルティ

加点評価された技術評価項目について、受注者が自らの責により遵守することができない場合は、工事施行成績評定評点採点表の評定点合計から減点するものとし、その内訳は次のとおりとする。

なお、受注者の責によらない場合とは、自然災害又は特別な事情がある場合をいい、この場合は、発注者及び受注者が別途協議して決定する。

配置予定技術者

ア 減点は、交代した技術者の資格、継続教育の合計点が、入札時に評価したものより劣り、評価が下がる場合に実施する。

なお、技術者の交代の理由が、死亡や健康上の理由、退職等、やむを得ない場合においても評価が下がれば減点する。

イ 減点数は、評価が下がる項目の組合せに応じて、最大5点とする。

IV-2 様式集

簡易型総合評価落札方式の様式は、次のとおりとする。

- 別記様式 技術評価項目申請書
- 様式-1 企業の施工能力等調書
- 様式-2 配置予定技術者調書（総合評価用）
- 様式-3 担い手の育成・確保調書

平成 年 月 日

(支出負担行為担当者) 様

競争入札参加希望者
住 所
商号又は名称
代表者氏名 ㊤
(共同企業体の場合は企業体名を冠にすること)

技術評価項目申請書

簡易型総合評価落札方式のための技術評価項目申請書を提出します。添付資料の内容については事実に相違ないことを誓約します。

記

1 工 事 名

2 技術評価項目

- | | |
|-----------------|------------------------|
| (1) 企業の施工能力 | (様式-1) |
| (2) 地域精通度(施工実績) | (様式-1、コリンズの登録内容確認書の写し) |
| (3) 地域の守り手確保 | (様式-1) |
| (4) 配置予定技術者 | (様式-2) |
| (5) 担い手の育成・確保 | (様式-3) |

3 問い合わせ先

担 当 者：
部 署：
電 話 番 号：

(用紙寸法 日本工業規格A4)

企業の施工能力等調書

工 事 名：
会社(構成員)名：

ISOマネジメントシステムの取得（登録）の有無 （ あり ・ なし ） ※取得（登録）している場合は、下欄に登録年月日、登録番号及び有効期限を記入し、登録証書の写しを併せて提出する。			
登 録 年 月 日	平 成 年 月 日	登 録 番 号	
有 効 期 限	平 成 年 月 日		

地域精進度に係る施工実績の有無 （ あり（施工場所を記入） ・ なし ）					
発注機関名		請負金額	円	工期	～
工事名					
※コリンズの登録内容確認書等の写しを添付すること。					

主たる 営業所 の所在地	営業所名	
	住 所	

石狩湾新港管理組合との災害協定の有無 （ あり ・ なし ）	
※災害協定がある場合は、協定書の写し及び建設事業協会等の証明の写しを提出すること。	

- 注 1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。
 2 乙型共同企業体（分担施工方式）の場合の工事施行成績は、分担する工事と同じ入札参加資格による工事のものを対象とする。
 3 工事施行成績の記入欄が不足する場合は、適宜、行を追加して作成することとし、用紙が複数枚となる場合は、用紙右上余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。

（用紙寸法 日本工業規格A4）

配置予定技術者調書（総合評価用）

工 事 名：
会社(構成員)名：

氏 名		〇〇 〇〇		
生 年 月 日		年 月 日生	年 月 日生	年 月 日生
資 格	種 類	技術士（〇〇部門）		
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号			
	種 類	〇級〇〇施工管理技士		
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号			
	種 類			
	取得年月日	年 月 日	年 月 日	年 月 日
	登 録 番 号			
継続教育の取得単位	団 体 名	連 合 会	単 位	単 位
		土 木 学 会	単 位	単 位
	技 術 士 会	単 位	単 位	単 位

- 注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。
 2 配置予定技術者を特定できない場合は、複数の候補者により提出することができる。
 ただし、この場合については、各候補者のうち評価の合計が最も低い者で評価する。
 3 配置予定技術者の候補者が4名以上となる場合は、本様式を複数枚作成し、用紙右上
 余白に「全〇葉の内〇号」と記入すること。
 4 記載内容を証明する資料として、資格を証する書面、CPD受講証明書及び表彰状等
 の写しを併せて提出すること。
 5 継続教育の団体名欄に記載の団体名は、以下の略である。
 ・連 合 会：(一社)全国土木施工管理技士会連合会
 ・土 木 学 会：(公社)土木学会
 ・技 術 士 会：(公社)日本技術士会

(用紙寸法 日本工業規格A4)

担い手の育成・確保調書

工 事 名：
会社(構成員)名：

新規の雇用 (あり ・ なし) ※申請の有無を記入 (あり ・ なし) ※共同企業体の場合は、申請する会社名も記入。			
※過去5年間において、学校教育法に定める高校、高専、大学、大学院、専修学校等や職業能力開発促進法に基づく公共職業能力開発施設を卒業した者の雇用。また、過去5年間において、建設業の許可を受けている企業に従事していた離職者の雇用がある場合は、下欄に雇用者の氏名等を記入するとともに、雇用関係の判断できる資料を併せて提出する。			
氏 名	会 社 名		
生 年 月 日	年 月 日生	採用時点の年齢	才
学卒者の雇用の場合	卒業学校名		
	卒業年月日	年 月 日卒業	
	【提出資料】 ①卒業証書又は卒業証明書の写し ②雇用契約書の写しなど、雇用契約の内容がわかる書面 ③健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し＋健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ④健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し＋源泉徴収簿の写し ⑤3ヶ月以上継続雇用されていることがわかる書面（賃金台帳の写しなど）		
離職者の雇用の場合	前会社名		
	【提出資料】 ①解雇通知書又は離職証明書の写し ②雇用契約書の写しなど、雇用契約の内容がわかる書面 ③健康保険加入者：健康保険厚生年金被保険者資格取得確認通知書の写し＋健康保険厚生年金被保険者標準報酬決定通知書の写し ④健康保険未加入者：雇用保険被保険者資格取得等確認通知書の写し＋源泉徴収簿の写し ⑤3ヶ月以上継続雇用されていることがわかる書面（賃金台帳の写しなど）		

注1 共同企業体で申請する場合は、構成員ごとに作成し提出すること。